

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 総合政策部 財政課
- 2 監査実施日 令和3年7月20日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 令和2年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の閲覧，帳簿突合，質問等の予備監査を行った。

また，監査当日は，総合政策部長ほか関係職員の同席の下，所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び前回指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 上下水道局 料金業務課, 上下水道建設課, 上下水道管理課
- 2 監査実施日 令和3年7月20日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 令和2年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
(対象とする会計: 水道事業会計, 下水道事業会計)
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料, 関係する管理資料, 申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め, 事務局職員により, その内容の閲覧, 帳簿突合, 質問等の予備監査を行った。

また, 監査当日は, 上下水道管理局長ほか関係職員の同席の下, 所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに, 質疑を交わした。

なお, 水道事業会計の定例監査において, 地方自治法第199条第8項の規定により学識経験者として, 北陸税理士会小松支部所属税理士を選任し, 予備監査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き, これを監査の参考とした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が, 関係法令に基づき適正かつ効率的, 合理的に行われているかを主眼として, 監査を実施した。

監査の主な着眼点は, 次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

予算執行状況, 財産の管理状況, 事務事業の管理状況, 安全対策及び前回指摘事項の項目については, おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については, 監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

9 監査の結果に添える意見

<水道事業>

ナチュラルミネラルウォーター「白山水流 天然水」は, その販売を通じて小松市の宣伝効果も期待される場所であるが, 事業の実施においては費用対効果を十分勘案し, 抜本的な見直しや新たな手法も含めた営業展開について調査研究に努められたい。

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 小松市民病院
- 2 監査実施日 令和3年7月20日
- 3 監査実施場所 小松市民病院会議室
- 4 監査の範囲 令和2年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の閲覧，帳簿突合，質問等の予備監査を行った。

また，監査当日は，病院長，管理局长ほか関係職員の同席の下，所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び前回指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

9 監査の結果に添える意見

ア．令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け，医業収益は大幅に減少したものの，国や県の補助金等により財源は確保された。これらの財源については今後いつまで継続するか不透明であり，いずれは通常の医業収益の中で対応していくことも想定される。そうした事態に備え，特殊な状況が医業損益に及ぼす影響について，引き続き整理・分析に努められたい。

イ．南加賀地区の中核病院を担う小松市民病院においては，高度な医療機器や高額な医薬品を数多く取り扱っているが，これらの在庫について必要なものは貯蔵品に計上するなど，より適正に管理されたい。